

農業新規参入促進事業費補助金交付要綱

平成 22 年 5 月 25 日

長崎市告示第 338 号

改正 令和 3 年 3 月 30 日告示第 260 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、農業に新規参入しようとする企業又は個人に対して支援を行い、新たな担い手の育成、雇用の創出及び遊休農地の活用につなげることを目的として、予算の範囲内において農業新規参入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、長崎市補助金等交付規則（昭和 63 年長崎市規則第 21 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び補助金額)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者、補助対象事業（以下「事業」という。）、補助対象経費、採択基準等及びその補助金額は、別表のとおりとする。

(事業の申込み)

第 3 条 事業の実施の申込みをしようとする者は、農業新規参入促進事業申込書（第 1 号様式。以下「申込書」という。）及び農業新規参入促進事業実施計画書（第 2 号様式。以下「実施計画書」という。）を作成し、長崎市担い手育成総合支援協議会の意見を聴いたうえで、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書及び実施計画書を審査し、適当と認めるときは、事業の対象者として認定し、農業新規参入促進事業補助対象認定通知書（第 3 号様式）により、事業の実施の申込みをした者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の申込書及び実施計画書を審査し、事業の対象者として不適当と認めるときは、その旨を事業の実施の申込みをした者に通知するものとする。

(実施計画の変更)

第 4 条 前条第 2 項の規定により事業の対象者として認定を受けた者は、当該実施計画について、事業量の 20 パーセントを超える変更が生じる場合は、市長の承認を受けなければならない。

(補助金の交付の申請)

第 5 条 第 3 条第 2 項の規定に基づき認定を受けた者は、規則第 3 条第 1 項に規定する補助金等の交付の申請ができるものとし、交付の申請の期日は、毎年度 2 月末日とする。

2 規則第 3 条第 1 項第 1 号の事業計画書は、農業新規参入促進事業計画書（第 4 号様式）によるものとする。

3 規則第 3 条第 1 項第 2 号の収支予算書は、農業新規参入促進事業収支予算書（第 5 号様式）によるものとする。

- 4 規則第3条第1項第5号の市長が必要と認める書類は、位置図とする。
- 5 補助金の申請をしようとする者は、当該申請時に補助対象事業に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和68年法律第108号）第30条に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。
- 6 第2項から第4項までの規定は、規則第5条第3項に規定する補助事業等変更中止（廃止）承認申請書に添付すべき書類について準用する。

（実績報告）

第6条 規則第12条に規定する期日は、補助事業等の完了した日から起算して30日経過した日とする。

- 2 規則第12条第1号に規定する収支決算書は、農業新規参入促進事業収支決算書（第6号様式）とする。
- 3 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 農業新規参入促進事業実績書（第7号様式）
 - (2) 位置図
 - (3) 出来高設計書
 - (4) 契約書の写し、入札等の結果に関する資料、その他実績の額を証する書類
 - (5) 完成写真

（財産処分の制限）

第7条 規則第19条ただし書に規定する市長が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）別表第1及び別表第2に定められた当該財産の耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第19条第2号又は第3号に掲げる別に定めるものは、省令に定められた資産とする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第8条 第5条第5項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした者は、規則第12条の規定による実績報告を行う際に当該補助対象事業に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを補助金の額から減額して実績報告するとともに、仕入れに係る消費税等相当額報告書（第8号様式）により報告しなければならない。ただし、規則第12条に規定する実績報告書を提出する際に仕入れに係る消費税等相当額が

明らかでなく、その後確定した場合には確定後速やかに仕入れに係る消費税等相当額報告書により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく報告があった場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずることがあるものとする。

(事業実施後の措置)

第9条 補助事業者は、事業によって整備した施設及び機械等の利用管理を、当該事業の目的に即して適正に行わなければならない。

(営農状況の報告)

第10条 市長は、事業の完了後において、補助事業者に対し、営農状況の報告を求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた事業に係る実績報告その他の手続に関する規定については、なお、その効力を有する。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (令和元年6月11日 長崎市告示第370号)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (令和3年3月30日 長崎市告示第260号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の農業新規参入促進事業費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第2条関係）

事 項	補助の対象となる内容
補助対象者	<p>人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知）に基づき本市が定める人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられ、又は位置付けられる見込みの者で、次のいずれかに該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業に新規参入しようとする企業又は個人 2 その他、遊休農地等を活用して農業規模拡大により雇用の拡大を図ろうとする企業又は個人で、農業の担い手育成に資すると市長が認めるもの
補助対象事業	<p>農業への新規参入を図るための事業で、次のいずれかに該当する事業とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生産基盤整備事業 2 小規模土地基盤整備事業 3 その他市長が必要と認める事業
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 生産基盤整備事業 ハウス、暖房機・二重カーテン・灌水施設・自動換気装置等のハウス附属施設、防風ネット及び鳥獣被害防止柵等の農業生産基盤（機械器具・資材類を含む。）の整備に要する経費 2 小規模土地基盤整備事業 圃場への進入路、農地造成・改良、給水排水施設、伐採・抜根、深耕、整地及び客土等の農業用地の整備に要する経費 3 その他市長が必要と認める事業 上記 1 及び 2 に掲げる事業以外に、農業への新規参入において市長が必要と認める事業に要する経費
採択基準等	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象者は、長崎市内に住所（企業の場合は、本社・本店）を有する者とし、事業実施箇所は長崎市内に限る。 2 農業に新規参入しようとする者は、5 年以内に年間農業収入が 500,000 円を超えると見込まなければならない。 3 事業の対象には、畜産業及びきのこと類・たけのこと部門を含むものとする。 4 事業における実施面積が 300 平方メートル以上であること。 5 農業経営の規模拡大を図る場合の「遊休農地等」とは、現在、農業の目的に供されていない土地をいう。 6 畜舎内飼養による畜産業経営の規模拡大を図る場合とは、上記 4 を満たす場合又は現在の常時飼養頭羽数の 10 分の 1 以上の頭羽数の拡大を行う場合をいう。 7 同一補助事業者について、事業実施期間における本事業による助成は、1 回に限る。 8 農業に新規参入し、又は経営規模を拡大するため、必要な農地を借り受ける場合は、農地中間管理機構から借り受けていること。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
補助金額	<p>補助対象経費の 2 分の 1 以内（千円未満の端数は切捨て）の額とする。 ただし、1 事業主体当たりの補助金額の限度は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">上限 4,000,000 円 下限 200,000 円</p>

農業新規参入促進事業申込書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所
氏 名
電話番号

（企業の場合は、代表を記入する）

農業新規参入促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

事業の種別	1 新規参入	2 その他
事業主体	郵便番号 住 所 事業主体名 (企業の場合代表者名) 電話番号 (携帯電話)	
事業概要		
生産部門 (主な農作物)		
主な事業実施場所		
実施予定時期	年 月 ～ 年 月	
事業費		

年度 農業新規参入促進事業実施計画書

添付資料

- 1 概算見積書及び図面
- 2 実施予定地概要図

年 月 日

住所	
氏名	

1 農業新規参入促進事業実施計画の総括

事業種別	事業内容及び事業量			事業費	消費税相当額に対する仕入税控除の有無	関係法令等との調整状況	農業共済加入の有無	備考
	対象作目	施設・機械器具等名	規模・数量(㎡・台)					
新規参入				円				
その他								
いずれかに○								
計	事業実施予定時期 年 月 日			総事業費				
				補助対象事業費				

○ 調整を必要とした関係法令・その他関連計画等の名称

注1 「事業内容及び事業量」・「事業費」は、施設・機械器具・土地基盤整備等ごとに記載すること。

注2 導入する施設・機械器具等の消費税相当額が仕入税控除の対象となる場合、補助対象事業費は、当該消費税相当額を減じて得た額とする。

注3 「関係法令等との調整状況」は、「済」又は「未済」と記載すること。

2 農業新規参入促進事業活用の目的及び今後の農業経営の展開

--

3 就農に関する事項

(1) 農業の経験について	(2) 就農にかかる準備等の進捗状況等
<ul style="list-style-type: none">・あり(年) ・なし(主な職歴等) ・その他、農業研修等	

4 耕作地の現況

	所有者氏名	土地の所在地 (町名地番)	面積 (m ²)	現況 (田、畑、樹園地、荒地)	地目					農振農用地区域			農振白地	農振地域外
					田	畑	宅地	山林	その他	農地	施設用地	その他		
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														

注1 今回の事業実施予定地は、番号に○を付けて表示すること。

注2 「地目」・「農振農用地区域」・「農振白地」・「農振地域外」は、該当する箇所に ○ 印を付すこと。

注3 借地の場合、所有者との契約書又は事業実施が了承された旨が確認できる書類の写しを添付すること。

5 事業実施者の概要

(1) 農業従事者の構成

氏名	年齢	・家族労力 ・常時雇用 ・臨時雇用の別	年間農業従事日数	
			本年度末	5年後
◆ 企業の場合、法人設立年月日（予定）				
年 月 日				

(2) 農業経営の内容

- ① 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画認定申請（認定農業者申請）意向の有無
- ア 既認定 イ 申請の計画あり ウ 申請の計画なし エ その他

② 農業経営の現況と目標

	経営農業用地面積（㎡）					
	田	普通畑	樹園地	宅地	その他	計
本年度末						
5年後						

	経営作目の規模（㎡・頭羽）							
	(作目等名)							計
本年度末	(規模)							
5年後	(規模)							

注1 「農業従事者の構成」は、家族労力(又は企業構成員)、常時雇用、臨時雇用の別を記載すること。

注2 「経営農業用地面積」は、自己所有地と借地との計を記載すること。

注3 農業経営の現況と目標における「経営作目の規模」は、野菜・果樹等の類別ではなく、できるだけ作目を記載すること。

6 施設・機械器具等の耐用年数

	施設・機械器具等名	事業費 (円) ①	耐用年数 (年) ②	年割事業費 ①/②	減価償却費 ①×0.9/②
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
総合					

注1 施設・機械器具等ごとに記載すること。

農業新規参入促進事業補助対象認定通知書

第 号
年 月 日

様

長崎市長

印

年 月 日付けで申込みのあった農業新規参入促進事業については、農業新規参入促進事業費補助金交付要綱第3条第2項の規定により、補助対象事業として認定したので通知します。

つきましては、年 月 日までに補助金等交付申請の手続きを行なわれるようお願いいたします。

【参 考】

長崎市補助金交付予定額

千円

農業新規参入促進事業計画書

1 事業の内容及び経費の配分

(1) 経費の総括

事業費 A = (B+C+D)	経費区分	総事業費の内訳		
		市補助金 (B)	融 資 (C)	自己資金 (D)
円		円	円	円
総事業費	事業経費			
補助対象事業費				

(2) 事業の目的及び内容

① 事業の目的

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

② 事業の内容

対象作目	事業項目／施設・機械器具等名	規模・数量 (㎡・台)
	生産基盤整備	
	・	
	・	
	・	
	・	
	・	
	・	
	・	
	・	
	小規模土地基盤整備	
	・	
	・	
	・	
	・	
	・	
	・	
	その他	
	・	

(3) 個別計画書

事業種別	事業の内容			工期		事業費	消費税相当額の控除額	備考
	施行箇所	施設・機械器具等名	摘要 (規模、数量、単価等)	着工予定 年月日	竣工予定 年月日			
新規参入						円		
その他								
いずれかに ○								
合計						総事業費 補助対象事業費		

注1 「事業の内容」は、施設については施行箇所ごとに記載すること。また、「施設・機械器具等名」は、(2)ー②表における施設・機械器具等名と一致すること。

注2 導入する施設・機械器具等の消費税相当額が仕入税控除の対象となる場合、補助対象事業費は、当該消費税相当額を減じて得た額とする。

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 実施設計書（見積書等参考資料）

農業新規参入促進事業収支予算書

○ 収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
市補助金				
融資				
自己資金				
合 計				

○ 支出の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
農業新規参入促進 事業 ()				
合 計				

農業新規参入促進事業収支決算書

○ 収入の部

（単位：円）

区 分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減	備 考
市補助金				
融資				
自己資金				
合 計				

○ 支出の部

（単位：円）

区 分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減	備 考
農業新規参入促進 事業 ()				
合 計				

農業新規参入促進事業実績書

1 事業の内容及び経費の配分

(1) 経費の総括

事業費 A = (B+C+D)	経費区分	総事業費の内訳		
		市補助金 (B)	融 資 (C)	自己資金 (D)
円	事業経費	円	円	円
総事業費				
補助対象事業費				

(2) 事業の目的及び内容

① 事業の成果

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

② 事業の内容

対象作目	事業項目／施設・機械器具等名	規模・数量 (㎡・台)
	生産基盤整備	
	・	
	・	
	・	
	・	
	・	
	・	
	・	
	小規模土地基盤整備	
	・	
	・	
	・	
	・	
	・	
	・	
	その他	
	・	

(3) 個別実績書

事業種別	事業の内容			工期		事業費	消費税相当額の控除額	備考
	施行箇所	施設・機械器具等名	摘要 (規模、数量、単価等)	着工予定 年月日	竣工予定 年月日			
新規参入						円		
その他								
いずれかに ○								
合計						総事業費 補助対象事業費		

注1 「事業の内容」は、施設については施行箇所ごとに記載すること。また、「施設・機械器具等名」は、(2)－②表における施設・機械器具等名と一致すること。

注2 導入する施設・機械器具等の消費税相当額が仕入税控除の対象となる場合、補助対象事業費は、当該消費税相当額を減じて得た額とする。

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 出来高設計書
- (3) 契約書の写し、入札等の結果に関する資料、その他実績の額を証する書類
- (4) 完成写真

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

（あて先）長崎市長

補助対象事業者 住所
氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定（又は額の確定）の通知のあった補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について、次のとおり報告します。

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金決定（又は確定）額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金決定（又は確定）時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3から2を減じた額） | 金 | 円 |
| 5 | 仕入れに係る消費税等相当額の積算内訳
（根拠となる書類を添付すること。） | | |